

福岡県公報

令和 3 年 1 月 12 日
第 166 号

目 次

告 示 (第26号 - 第28号)

- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 1
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅計画課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 県営土地改良事業の換地計画 (農村森林整備課) …………… 2

教育委員会

- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (教育庁社会教育課) …………… 2

公安委員会

- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (警察本部交通規制課) …………… 3

雑 報

- 審議会の答申に係る福岡県教育委員会意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (教育庁文化財保護課) …………… 3
- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見募集の結果 (自然環境課) …………… 4

告 示

福岡県告示第26号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の

規定により次のように告示する。

令和 3 年 1 月 12 日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和54年10月福岡県告示第1621号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第27号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和 3 年 1 月 12 日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示 (国有林を除く。) で定めるところによる。
昭和53年 3 月福岡県告示第454号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び

篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年1月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	八女香春線	八女市長野247番1先から 八女市長野231番4先まで

公 告

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和3年1月12日

福岡県知事 小川 洋

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
社会福祉法人八女市社会福祉協議会	八女市本町599番地	八女市本町599番地	令和2年12月24日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年1月12日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市西宮市五丁目354番1、354番5、354番8から354番35まで及び357番1から357番17まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市小倉北区馬借二丁目6番6号
第一ホーム株式会社
代表取締役 津村 昭宏

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を令和2年12月22日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和3年1月12日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
八女市黒木町湯辺田（湯辺田換地区）	換地計画書の写し	令和3年1月12日から 令和3年2月9日まで	八女市役所 黒木支所

教育委員会

公告

福岡県立社会教育総合センター等の利用、指定管理者の指定等に関する規則等の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和3年1月12日

福岡県教育委員会

- 意見募集期間

令和2年12月25日から令和3年1月29日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県教育庁教育振興部社会教育課に備え置きます。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第298号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和3年1月12日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

令和2年12月25日から令和3年1月23日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ (<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>) に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通規制課に備え置く。

雑報

福岡県文化財保護審議会公告

福岡県の文化財保護に関し、審議会の答申に係る福岡県教育委員会意見書提出制度要綱（平成12年3月8日11教総人第299号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

令和3年1月12日

福岡県文化財保護審議会会長 高倉 洋彰

1 意見募集の対象

福岡県におけるこれからの文化財保護行政の在り方について（案）

福岡県文化財保存活用大綱の原案

2 概要

序章 検討の背景と目的

- 1 文化財保護法の改正と都道府県の役割
- 2 福岡県における大綱の検討
- 3 福岡県における大綱の目的と役割

I章 文化財保護制度と福岡県の文化財保護

- 1 文化財の体系と保護制度
- 2 福岡県の概要
- 3 福岡県の文化財保護行政の歩み
- 4 福岡県における文化財保護行政の現状

II章 福岡県における文化財の現状と課題

- 1 福岡県の歴史的特質と文化財
- 2 福岡県における各種文化財の現状と課題
- 3 福岡県における文化財保護の課題

III章 福岡県における文化財保護に関する基本方針

- 1 福岡県の文化財保護の理念
- 2 福岡県における文化財の保護に関する方針

IV章 文化財の防災・防犯対策

- 1 文化財の防災・防犯対策の必要性
- 2 本県における近年の文化財被害
- 3 文化財の防災対策
- 4 文化財の防犯対策
- 5 各種文化財の防災・防犯対策の概要

V章 文化財保護の推進体制

- 1 文化財保護推進体制の充実
- 2 組織体制及び関係機関との連携
- 3 市町村等への支援体制

VI章 福岡県における文化財保護の展望

- 1 福岡県の文化財保護の施策

2 福岡県の文化財保護の展望

3 閲覧場所等

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁1階）
- (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8 小倉総合庁舎内）
- (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）
- (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内）
- (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内）
- (6) 九州歴史資料館（小郡市三沢5208-3）
- (7) 福岡県のホームページ

（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>「県政情報 意見募集（パブリックコメント）」）

4 意見書の提出期間

令和3年1月12日（火）から令和3年1月25日（月）必着

5 意見書の提出方法

別紙意見書に記入の上、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出のこと。なお、電話での意見の受付は行わないこと。

6 意見書の提出先

福岡県教育庁教育総務部文化財保護課 企画・埋蔵文化財係

（住所）〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

（ファクシミリ）092-643-3878

（電子メール）kbunkazai@pref.fukuoka.lg.jp

（問い合わせ先）092-643-3876

別紙

意見書

住所 (所在地)	
氏名 (法人名)	
項目 (〇〇について)	
意見	
理由	
備考 (電話番号、電子メールアドレスなど)	

記入上の注意

- 1 「意見」及び「理由」をできるだけ本用紙1枚に納めてください。項目に対する個別の意見については、意見の対象となる事案のページ数を明記してください。
- 2 日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校等の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

福岡県環境審議会公告

福岡県希少野生動植物種の保護のための基本方針の策定に係る答申案について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行政推第92号）第2条第1項の規定により、令和2年12月1日から令和2年12月14日までの間、御意見を募集した結果、2件の御意見の提出がありました。

同要綱第8条第1項のとおり、御意見の要旨及び知事への答申の要旨を次のとおり公表します。

令和3年1月12日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

1 意見募集の対象

福岡県希少野生動植物種の保護のための基本方針の策定に係る答申案

2 意見募集の期間

令和2年12月1日から令和2年12月14日まで

3 意見の要旨

	意見の要旨
1	<ul style="list-style-type: none"> ・指定を優先すべき種は、個体群の減少が著しい種も含めるべきではないか。 ・指定を解除する基準について明記すべきではないか。 ・指定の効力を生じる前に捕獲された個体の取扱いについて明記すべきではないか。 ・生息地保護区、管理地区等については、法アセスまたは条例アセスとの関連を明確化する必要があるのではないか。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・指定種の種数や管理地区の面積など、数による目標を立てないでほしい。 ・指定種については、その種の取り巻く実情のみを考慮して指定してほしい。 ・指定種については、指定後の調査などを県が十分に果たせる見込みのある種を指定してほしい。 ・指定種については、一般人による捕獲を伴う調査を抑制しないよう配慮してほしい。 ・指定種の生息地又は生育地にいる他の希少種についても調査研究をしてほしい。

4 知事への答申の要旨

令和2年12月21日に原案のとおり答申

※ 知事への答申全文及び御意見に対する考え方につきましては、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）をご覧ください。